

那覇港管理組合一般競争入札に係る くじ運用基準

那覇港総合情報システム機器の賃貸借契約

那覇港管理組合総務部総務課

令和6年度

那覇港管理組合一般競争入札に係るくじ運用基準

那覇港管理組合が、一般競争入札の方法により発注する入札の結果、入札金額等が同額等の理由により落札者となるべき者が複数いる場合は、この基準により順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合等は、業者登録番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

また、那覇港管理組合に登録のない業者において記入がない場合は、くじの数を「001」とする。

2 くじの手順

- ① くじ対象者（同額入札者）に「くじ番号」を付与

※入札書受付番号順に0から付与する。

例) 受付番号2, 3, 5, 6の四者がくじ対象者となった場合

- ・受付番号2・・・くじ番号0
- ・受付番号3・・・くじ番号1
- ・受付番号5・・・くじ番号2
- ・受付番号6・・・くじ番号3

- ② くじ対象者の「くじの数」を合計し、くじ対象者の数で除し、あまりを算出する。

- ③ 上記②の計算結果による余りと一致した、くじ番号の入札参加者を落札候補の第一順位者とする。

- ④ 上記③の計算結果に1を足したくじ番号の入札参加者を第2位順位者とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を第2順位とする。

- ⑤ 第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を第3順位者とする。この場合において、第2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を第3順位とする。

- ⑥ 第4順位者以下は、⑤の規定に準じて順位を決定する。

3 具体例

受付番号	商号又は名称	入札額	くじの数	くじ番号	落札候補順位	備考
1	A建設(株)	12,345,000円	881			
2	(有)B興業	12,000,000円	253	0	3	
3	(株)C組	12,000,000円	659	1	4	
4	D土建(有)	11,850,000円	497			最低制限価格未 満により失格
5	(株)E	12,000,000円	065	2	1	
6	(株)F開発	12,000,000円	001	3	2	登録がなく且つ 未記入

① くじ対象者の「くじの数」を合計する。

- ・ $(253) + (659) + (065) + (001) = 978$

② 上記の和をくじ対象者の数で除する。

- ・ $978 \div 4 = 244$ (余り2)

③ 上記計算結果によって、落札候補第1順位者はくじ番号「2」の(株)E

- ・ 第2順位者は、上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「3」の(株)F開発
- ・ 第3順位者は、本来上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「4」の者となるがくじ番号「4」は今回存在しないので、くじ番号「0」の(有)B興業
- ・ 第4順位者は、上記くじ番号に「1」を足したくじ番号「1」の(株)C組